

人権の広場

差別撤廃条例

「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」（平成5年12月施行、令和5年4月一部改正）は、部落差別をはじめ、在日外国人、障害者、女性などへの差別、インターネット上の差別や人権侵害など、あらゆる差別をなくし、一人ひとりの人権が大切にされる「まちづくり」を目指しています。

問合せ 人権推進課



12月10日～16日

北朝鮮人権侵害

問題啓発週間

平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されましたが、拉致被害者全員の帰国は未だに実現していません。拉致問題の解決はわが国の国民的課題であり、北朝鮮当局による人権侵害問題への対処は国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。

本週間を通じて北朝鮮当局による人権侵害問題に対する関心と認識を深めましょう。

問合せ 人権推進課



女性のための特設法律相談

離婚に関する相談や、配偶者パートナーなどからの暴力（DV、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント、性暴力、性犯罪）被害に関する相談を女性弁護士が受けます。

日時 来年1月23日（木）

午後1時～5時

※相談時間は1人25分（完全予約制）

場所 いずみさの女性センター

対象 泉佐野市・泉南市・熊取町・田尻町・阪南市・岬町に在住・在勤・在学の女性

定員 8人（先着順）

協賛 国際ソロプチミスト大阪

・りんくう

申込・問合せ 12月2日（月）以降

に電話またはeメールで人権推進課（eメール：nichoito@cit

yizumisan.go.jp）へ。二次元

コードからも申込可

※相談・一時保育無料。一時保

育（若干名・3カ月～就学前）

あり、希望者は申込時に

あり、希望者は申込時に

あり、希望者は申込時に

▶申込フォーム



アニメ「めぐみ」・拉致被害者御家族ビデオメッセージ上映会

拉致被害者の一日も早い帰国を目指し、拉致問題に関する府民の認識と理解を深めるとともに、世論を高めるため開催します。

日時 来年1月16日（木）午後2時～4時（予定）

場所 八尾市文化会館プリズムホール 小ホール（八尾市光町2-40）

内容

- 主催者挨拶
- 政府の取組説明（政府拉致問題対策本部）
- アニメ「めぐみ」上映
- 「拉致被害者御家族ビデオメッセージ」上映

定員 300人（先着順）

問合せ

●府 人権企画課（☎06-6210-9280 Fax06-6210-9286）

●八尾市 人権政策課（☎072-924-3830 Fax072-924-0175）

※申込不要、参加無料。参加にあたって配慮が必要な人は、事前に問合せまで相談してください。詳しくは府ホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070020/jinken/rachi/joueikair6yao.html>）をご覧ください。

